

宮崎県立図書館ビジョン (素案)

～「知の共有・創造」を支える全県図書館ネットワーク～



平成29年 月
宮崎県立図書館

目 次

はじめに	1
第1章 公立図書館を取り巻く社会情勢	3
第2章 県立図書館のこれまでの取組と主な課題	11
第3章 今後果たすべき基本的役割	16
第4章 基本目標と施策展開の方向性	22
第5章 今後の施策展開の方向性	24
ビジョンの実現に向けて	37
参考資料	38

はじめに

1 ビジョン策定の趣旨

宮崎県立図書館においては、図書館法並びに宮崎県教育振興基本計画等に基づき、平成18年度以降、「人づくりと地域づくりに役立つ図書館」を目指して「**県の情報拠点としての図書館**」「**図書館のための図書館**」「**豊かな暮らしに役立つ図書館**」「**県民や地域の課題解決を支援する図書館**」「**郷土の文化を大切にする図書館**」「**成長・発展する図書館**」の6つの目標を掲げ、これらの目標に向けて市町村立図書館（室）や社会教育関係機関・団体等と連携を図り、県内図書館のフロントランナーとして積極的に事業を展開してきたところです。

近年、我が国において本格的な少子高齢・人口減少社会やグローバル化、情報通信革命などが進展する中、本県では、「未来みやざき創造プラン（宮崎県総合計画）」に基づいて《**未来を築く新しい「ゆたかさ」**》の実現に取り組んでいるところであり、誰もが個性と能力を発揮できる環境を整備し、**明日の地域を支える人財を育成**することがきわめて重要になっています。

また、変化の激しい時代に対応できる生きる力を身につけるため、「日本一の読書県」を目標に、県立図書館や学校、家庭、地域等との連携による全県的な事業を展開し、子どもから大人まで県民が生涯にわたって読書に親しむ環境づくりを積極的に推進しています。

このため、これらの社会情勢の変化や県内外の有識者から成る「宮崎県立図書館ビジョン懇談会」の提言「**これからの宮崎県立図書館について**」（平成28年11月）や県内の公立図書館の実情などを踏まえ、**県立図書館の今後目指すべき姿や果たすべき役割、今後の施策展開の方向性等を明確にする**ため、長期的な視点に立ってビジョンを策定するものです。

2 ビジョンの性格

本ビジョンは、図書館法第18条に基づく「**図書館の設置及び運営上の望ましい基準**」（平成24年文部科学省告示第172号）を踏まえ、宮崎県総合計画「**未来みやざき創造プラン**」（平成27年7月改定）及び「**第二次宮崎県教育振興基本計画（改定版）**」（平成27年9月改定）の下位計画として位置づけるものです。

3 ビジョンの期間

本ビジョンの期間は、**平成30年度から平成39年度までの10年間**とし、必要に応じて見直しを行うこととします。

第1章 公立図書館を取り巻く社会情勢

【全国の情勢】

(1) 「国民読書年」の取組

平成20年6月の国会決議で、平成22年を「国民読書年」とすることが定められ、読書推進に向けた機運を高めていくため、「政官民が協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねること」が宣言されました。こうした取組の一環として、平成23年9月、文部科学省の「国民の読書推進に関する協力者会議」が「人の、地域の、日本の未来を育てる読書環境の実現のために」を提言し、その中で、図書館は、**すべての住民が読書に親しむことのできる環境整備やサービスの充実が必要であることや図書館の情報と人（司書）を、個人や社会が抱える様々な分野の課題解決へのアクセスポイントとして活かすことなどが盛り込まれました。**

(2) 図書館法の改正

平成20年6月に図書館法が約半世紀ぶりに改正され、図書館が行う事業として、**社会教育における学習成果を活用して行う教育活動等の機会を提供**することが追加されるとともに、**図書館の運営状況に関する評価及び改善並びに地域住民等に対する情報提供**に努めることが新たに整備されました。

(3) 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準の改正

図書館法の改正や社会の変化、図書館に対する新たな課題への対応の必要性を受け、平成24年12月に「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」と名称が変更され、主に次のような改正が行われました。

- ① 図書館法の改正を踏まえた規定の整備
 - 運営状況に関する評価の実施やその結果の住民への情報提供
 - 学習の成果を活用して行う多様なボランティア活動等の機会・場所の提供

- ② 図書館に対するニーズや地域課題の複雑化・多様化に対する規定の整備
- 知識基盤社会※において、図書館は地域の情報拠点等として重要な役割を担うことを明記
 - 図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、学校、民間団体等との連携・協力
 - レファレンスサービス等の情報サービス、地域の課題に対応したサービスの充実
 - 児童・青少年、高齢者、障がい者、乳幼児とその保護者、外国人等の利用者に対応したサービスの充実、施設・設備の整備 など

※知識基盤社会 新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会のこと。

- ③ 図書館の運営環境の変化に対応するための規定の整備

- 基本的運営方針、指標、事業計画の策定・公表等
- 司書等の確保、関係機関との人事交流、各種研修機会の拡充等 など

(4) 「第2期教育振興基本計画」の策定

教育基本法に基づく第2期の「教育振興基本計画」が平成25年6月に閣議決定され、その前文において、「今後も進展が予想される少子化・高齢化を踏まえ、一人一人が生涯にわたって能動的に学び続け、必要とする様々な力を養い、その成果を社会に生かしていくことが可能な生涯学習社会を目指していく必要がある」とされています。

また、同計画の成果目標の一つに「生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得」が掲げられ、その取組として、個々人の直面する課題や社会の多様な課題に対応した質の高い学習機会等の充実や学習成果の広く社会での活用、全校一斉の読書活動や**公立図書館と学校の連携**等による読書活動の推進等が挙げられています。

(5) 次期学習指導要領の改訂

平成29年3月に改訂された次期学習指導要領では、知・徳・体にわたる「生きる力」をどう育むかを重要視するとともに、「**主体的・対話的で深い学び**」の視点からの授業改善をさらに充実させ、子どもたちがこれからの時代に求められる資質・能力を身に付け、**生涯にわたって能動的に学び続けることを目指す**とされています。

(6) 学校図書館の整備充実

平成28年11月の文部科学省通知「学校図書館の整備充実について」によると、**教育委員会においては、学校が学校図書館の機能を十分に利活用できるよう支援し、学校図書館の充実に向けた施策を推進するとともに、特に、図書館資料の面では、学校図書館図書標準を達成していない学校への達成に向けた支援や、廃棄・更新についての支援等が重要であるとされています。**

また、学校においては、校長のリーダーシップの下、学校図書館の適切な運営や利活用など学校図書館の充実に向けた取組を推進するとともに、特に、学習指導要領等を踏まえ、学校図書館の機能を計画的に利活用し、**児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実**することが重要であるとされています。

さらに、学校図書館は、他の学校の学校図書館、**公共図書館**、博物館、公民館、地域社会等**と密接に連携**を図り、協力するよう努めることが望ましいとされています。

【本県の情勢】

(1) みやざきの人財育成

本県では、本格的な少子高齢・人口減少時代の到来や地方創生などの時代の潮流をとらえ、宮崎県総合計画「**未来みやざき創造プラン**」を策定し、「未来を築く新しい『ゆたかさ』への挑戦」を目標に、人づくり、くらしづくり、産業づくりの三つの長期的視点に立った県づくりを進めています。

同プランに掲げる「**人財育成戦略**」では、子どもたちが将来に向かって夢や目標を描き、たくましく生き抜いていけるよう「**生きる力**」（確かな学力・豊かな心・健やかな体）の育成・向上を図るとともに、郷土愛やグローバルな視野を育み、地域・社会の一員としての自覚を培うことで、宮崎や世界の未来を担う将来世代の育成を促進するとしています。

また、**ライフステージの各段階における多様な学習機会**を提供することで、**誰もが生涯学び続けられる環境づくり**を推進し、特に、女性・高齢者・障がい者等の活躍を促進することで、県民一人ひとりが個性や違いを尊重し合い多様な能力を發揮することができる全員参加型社会の実現を目指しています。

さらに、同戦略を具体的に推進する「アクションプラン」（平成27年度～30年度）の「人財育成プログラム」において、重点項目として「子どもたちの『生きる力』の向上等による将来世代の育成促進」及び「誰もが生涯学び続けられる環境づくりと全員参加型社会の実現」が位置づけられ、下記の事項に取り組むこととされています。

取組1－2 「生きる力」を育む教育の推進と教育環境の整備・充実

- 子どもたちの発達の段階や学校の実態に応じた一斉読書、学校図書館を活用した学習活動等の取組、保護者等に読書の大切さを知らせる機会の充実などによって、生涯にわたる読書習慣を身に付ける教育を推進するなど、**県民が読書に親しむ環境の整備**を通じた「日本一の読書県」に向けた取組の推進。

取組3－4 誰もが生涯学び続けられる環境づくり

- **県民の多様な学習ニーズに対応した学習機会や生涯学習情報の提供。**
- 高等教育機関、企業、NPO等との連携・協働に努めるなど、県民の学びを推進する生涯学習推進体制の充実。
- 地域の課題解決のための学習機会の提供や社会教育に関する研修会の実施等による指導者の資質向上に努めるなど、**県立図書館等の社会教育施設の機能の充実とサービスの向上。**

(2) 「第二次宮崎県教育振興基本計画（改定版）」の策定

「未来を切り拓く、心豊かでたくましい 宮崎の人づくり」をスローガンとする第二次宮崎県教育振興基本計画（改定版）では、「知識基盤社会」が一層進展する中では、県民一人一人が、生涯にわたって自己実現を目指すとともに、身に付けた知識や技術などを人材づくりへ生かすなど地域や社会に還元し、学びが循環する社会づくりを積極的に進め「**生涯学習社会**」の一層の実現を図る必要があるとされています。

また、同計画の施策目標の「II 社会を生き抜く基盤を育む教育の推進」の施策の一つとして「**生きる力を育む読書活動の推進**」を位置づけ、学校図書館を活用した読書活動や一斉読書等の取組、保護者等に読書の大切さを知らせる機会の充実、**学校図書館・公共図書館等の読書環境の整備**に努め、読書に親しむ態度や生涯にわたる読書習慣を身につける教育を推進する等**県立図書館や学校、家庭、地域等との連携**により、**子どもから大人まで、生涯にわたって読書に親しむ環境づくり**を推進し、**日本一の読書県**を目指すこととしています。

さらに、施策の目標「V生涯を通じて学び、文化・スポーツに親しむ社会づくりの推進」の取組の一つとして、「**生涯学習の振興**」を掲げ、学びの場・学びを生かす場・学び直しのできる場の提供をはじめとする、**各ライフステージにおける学習支援の充実や日本一の読書県を目指した取組**を推進し、生涯学習の体制の整備・充実に努めるとしています。また、社会教育関係団体との連携や社会教育指導者の資質の向上など、社会教育の充実を図るとともに、県民が主体的に学べるよう、**社会教育施設の機能の充実**を図るとしています。

主な取組 ~図書館・博物館・美術館等の機能の充実~

- ・ より多くの県民が来館し、自然・歴史・文化・芸術に親しめるよう、**図書館・博物館・美術館等における機能の充実とサービスの向上**への計画的な取組。
- ・ 県民の生涯学習をさらに推進するための**県の機関と市町村の機関相互の情報のネットワーク化**。



《参考1》 「日本一の読書県」を目指した総合推進事業

「日本一の読書県」を目指した総合推進事業

生涯にわたって 読書に親しむ みやざき県民

目指す子どもの姿

読書習慣を身に付けた子ども

【具体的な姿】

- 本を読むことが好きと言える子ども
- 積極的に図書館を利用し、本で調べることができる子ども

目指す大人の姿

読書に親しむ大人

【具体的な姿】

- 自分の生活の充実や仕事・自己啓発のために本を読む大人

第1期基盤整備期（H28～H31）における主な取組

※ (改)H29年度～31年度

行政の取組

- 新 サービス向上等資質向上研修の実施
- 読書活動推進に係る講演会の開催
- 生涯読書活動推進計画の策定



地域の取組

- 新 提案型モデル事業の実施
- 店舗等での本棚設置（まちライブラリー）

県立図書館の取組

- 新図書流通システムの継続運用
- 図書館未設置自治体等への図書資料貸出
- 市町村立図書館等への運営助言

学校の取組

- 新 県立学校司書エリアコーディネーターの配置
- ビブリオバトルの開催
- 「日本一の読書県づくりに向けた本校ならではの取組」の実施

家庭の取組

- 家庭読書の取組充実
- OPTAとの連携

啓発

人財育成

環境整備



広
が
ん
ぐ
る

みやざき県

《参考2》各種統計調査

9

●28年度「みやざきの教育に関する調査」

家族の中で、読書(読み聞かせを含む)をしたり、読んだ本について話し合ったりすることがありますか。

よくある	10.6%
ある程度ある	41.1%
ほとんどない	42.4%
まったくない	5.8%

●23年10月社会生活基本調査（総務省）

区分	過去1年間に「趣味としての読書」をした人の割合（10歳以上）	1日当たりの学習・自己啓発・訓練（学業以外）の時間（15歳以上）
宮崎県	31.2% 《全国42位》	7分 《全国45位》
全国平均	39.5%	11分

順位	都道府県	割合 %
1	東京都	49.6
2	神奈川県	48.6
3	千葉県	43.2
44	青森県	31.0
44	佐賀県	31.0
44	沖縄県	31.0
47	高知県	29.3

●27年度学校図書館及び読書に関する調査（）は全国値

区分	一ヶ月の一人当たり 読書冊数	一ヶ月に一冊も本を読 まない割合(不読率)
小学生	14.9冊(11.2冊)	2.3%(4.8%)
中学生	4.1冊(4.0冊)	15.2%(13.4%)
高校生	1.9冊(1.5冊)	22.8%(51.9%)

●28年度県立図書館利用状況

年齢区分	登録者数	登録者一人当たり年間貸出冊数
～6	1,919	19.3
7～9	2,515	12.2
10～12	2,785	5.8
13～15	2,551	2.0
16～18	1,996	1.8
19～22	3,048	2.3
23～29	5,600	2.8
30～39	9,918	6.0
40～49	10,385	5.8
50～59	5,934	6.3
60～69	5,893	8.5
70～	3,889	8.9
計	56,433	6.3

《参考3》県立図書館ならではの市町村・学校支援システム

宮崎県立図書館が もっと身近に!

ご希望の本を、2日であなたのまちの図書館に届けます!

The diagram illustrates the process:

- 利用者 (User) uses the Prefectural Library homepage to search for books.
- ①申込 (Application) - User applies for the book.
- ②貸出申込(予約) (Loan Application/Reservation) - The book is reserved.
- ③発送 (Delivery) - The book is sent to the local library.
- ④貸出 (Loan) - The book is borrowed by the user.

毎日発送 (Daily Delivery) - Books are delivered every day. 2日後には、最寄の図書館に到着 (Arrives at the nearest library in 2 days).

市町村立図書館・図書室 (Local Library Branches)

県立図書館の本を借りたいのですが... (I want to borrow a book from the Prefectural Library...)

Live!
Library
Miyazaki Prefectural Library

マイラインサービス [My Line]

マイライン / Miyazaki Prefectural Library Advanced Information Network System の略称

※誰がいも無料宅配サービスも別途行います。
※お急ぎの方は、実費をいただき有料個人宅配サービスもできます。

やまびこ文庫とは...
県立図書館の一般図書、児童書、
絵本等から、バランス良く選書した
図書資料のセットです。

やま 文庫 び

あなたのまちの図書館(室)・学校に
県立図書館から、お薦めの本が届きます。

- 定期的に、確実にお届けします！

あなたのまちの図書館・室の活動を支援します。

- 県立図書館の司書が定期的に訪問し、運営に係る支援を行います。
- イベント等の実施の際の支援をします。
- 調査や学習等で活用できる図書セットを貸し出します。

移動図書館車やまびこから進化します！

県立図書館 (Prefectural Library) → 移動図書館車やまびこ (Mobile Library Van Yamabico) → 図書館・室 (Library Room) → A町公民館 (Citizen Hall A) → B中学校 (Middle School B) → C小学校 (Elementary School C).

特徴的な事情があれば面送も可 (If there are special circumstances, face-to-face delivery is also possible).

著者による直送 年3回 (Author direct delivery, 3 times a year).

図書館・室 (Library Room) 500冊 (500 books), A町公民館 (Citizen Hall A) 500冊 (500 books), B中学校 (Middle School B) 500冊 (500 books), C小学校 (Elementary School C) 500冊 (500 books).

図書館未設置自治体 (Library not established in the community) → 入れ替えることがあります (It may be replaced).

あなたのまちにやまびこ文庫が届きます!!

第2章 県立図書館のこれまでの取組と主な課題

県立図書館においては、平成18年度以降、「人づくりと地域づくりに役立つ図書館」を目指して、次の6つの目標のもと、各種施策を実施してきました。

- 1 県の情報拠点としての図書館
- 2 図書館のための図書館
- 3 豊かな暮らしに役立つ図書館
- 4 県民や地域の課題解決を支援する図書館
- 5 郷土の文化を大切にする図書館
- 6 成長・発展する図書館



Live! Libraryとは・・・

人づくりと地域づくりに役立つ県立図書館として、積極的に活動している「動」の姿勢を、ビジュアル的に表現したものです（平成18年度制定）。

1 県の情報拠点としての図書館

県内の市町村の図書館数は、昭和63年度の11館から平成28年度末で31館へと増加していますが、7町村に図書館法に基づく図書館が設置されていない状況にあります。

県立図書館には、すべての県民が読書に親しむことのできる環境を整備し、生涯学習を支援する役割が求められていることから、県立図書館の図書を最寄りの市町村立図書館（室）を通じて希望者に貸し出す図書配達システム（マイラインサービス）を、週1回から毎日配達にして県内全域での貸出サービスを充実させるなど、「日本一の読書県」の推進に資する全県的な読書環境の整備に努めています。

また、多くの県民が必要な情報収集ができるよう、市町村立図書館（室）との役割分担を図りながら、多様な資料の収集・整備や情報発信を行っています。

主な課題

- 図書配達システムは、その認知度不足や全国的な図書館離れの傾向等により、十分な活用がなされていない状況にあり、「日本一の読書県」を推進する上で、さらなる普及が課題となっています。
- 県及び市町村ともに、厳しい財政事情にあることから、必要な図書資料費の確保や県と市町村との役割分担を踏まえた効率的な資料の収集・整備をしていく必要があります。

2 図書館のための図書館

市町村立図書館（室）は、資料整備等の予算や職員体制が必ずしも十分ではないことなどから、資料の購入、図書館サービスのノウハウ蓄積、独自の人財育成等の課題を抱えており、県立図書館等の支援が必要な状況にあります。

県立図書館は、市町村と同様に厳しい財政情勢にある中で、資料の貸出や調査相談（レファレンス）などの直接サービスを行いながら、県内図書館のパイプ役として市町村立図書館（室）への積極的な情報提供を行うとともに、図書館全体のサービス向上のため、関係する職員の資質向上や技術習得につながる研修を実施しています。

また、図書の貸出のみならず、職員を定期的に市町村立図書館（室）に派遣し、運営管理の助言・支援や要望・意見の吸上げ等を積極的に行うなど、間接サービスの充実・強化に努めてきています。

さらに、国立国会図書館や他の都道府県立図書館等との相互貸借などにより、県民の多様な貸出ニーズに即した資料提供に努めています。

主な課題

- 市町村立図書館（室）との役割分担、関係機関等との連携強化等により、限られた予算と人財を効率的に運用して、県立図書館の本来的な役割である間接サービスを充実・強化していく必要があります。
- 県立図書館や市町村立図書館（室）、学校図書館、大学図書館等と連携・協力しながら、全県的な図書館サービスの底上げとネットワークの拡充による機能強化を図っていく必要があります。
- 県立図書館と市町村立図書館（室）等の職員同士が「顔の見える関係」を築くことにより、情報共有や人的ネットワークの強化、双方の資質向上を図っていくことが県内図書館の振興にとって極めて重要です。
- 県立学校との連携により、県立図書館の有する専門的なレファレンス機能や図書の貸出等を通じて、学校の図書館活動や読書活動の活性化、図書館を活用した主体的・対話的で深い学びを支援していく必要があります。

- 本県では、中高校生や子育て・就労世代の読書離れの傾向が見られることから、県立図書館を活用した県民や企業等との協働による読書活動の啓発やビブリオバトル（知的書評合戦）の普及、障がい者や高齢者の読書活動に対する支援など、モデル性の高い事業に取り組むことにより、子どもから大人まで生涯にわたって読書に親しむ「日本一の読書県」の実現に積極的に貢献していく必要があります。
- 豊富な情報資源や研修室等を活用して多様な人が互いに学び合い、対話や議論を行うことができるラーニング・コモンズ※の場を設けるなど、県民や企業等の「知の共有・創造」を促進し、個人や地域の課題解決につなげていく機会を拡充する必要があります。
- 司書資格のみならず、幅広い視野と知識、ネットワークを有する専門的人財を中長期的に育成・確保しつつ、市町村立図書館等の職員とともに常に資質の向上を図り、利用者のニーズに応じた専門性の高い情報サービス提供に努めていく必要があります。

※ラーニング・コモンズ

複数の人が集まって、電子情報も印刷物も含めた様々な情報資源から得られる情報を用いて議論を進めていく学習スタイルを可能にする「場」を提供するもの

3 豊かな暮らしに役立つ図書館

「みどりの図書館」として、「自然と共生した環境にやさしい社会」づくりのため、宮崎県環境情報センターをはじめとする関係機関と連動した資料提供、情報発信及び学習機会の提供を行っています。

また、県民の豊かな感性、創造力、表現力などを育み、生活をより豊かにするため、生涯学習関係講座や企画展示、視聴覚事業等を実施しています。

さらに、図書館未設置の市町村等に対して、未設置地域専用の図書を貸し出す「やまびこ文庫」や県立図書館に来館することが困難な人のための宅配サービスなどを通じて、県民がどこに住んでいても多くの本に親しむことができる環境を整備して、県民の読書活動を促進しています。

主な課題

- 生涯学習の一層の振興を図るため、館内展示、セミナー、相談会については、時代のニーズに応じ、関係団体と連携して、実施方法の改善や内容の充実にさらに努める必要があります。

- 企画展示等を県内各地で実施するに当たって、市町村等の施設や人的対応の関係などから、開催場所が限られる傾向にあり、展示方法の検討や文化施設等の理解を深める取組が必要です。
- 「やまびこ文庫」や宅配サービス等を通じて、読書の魅力や必要性を、市町村立図書館（室）や学校図書館など県民に身近な場所で日常的に発信する必要があります。

4 県民や地域の課題解決を支援する図書館

課題解決のための県民や行政機関等へのレンタルサービスや県の取組を周知するための県政の重点施策と連動した情報発信等に努めています。

また、子どもの読書活動を推進し、児童・生徒の健全な育成と自立を支援するとともに、子育てに関する資料・情報提供や相談を行い、子どもを産み育てる家庭を支援しています。

さらに、力強い産業の営みを支援するため、民間団体等を含む関係機関と連携し、ビジネス支援サービスを推進しています。

主な課題

- 高度化・多様化している様々な課題解決に対応できる専門性の高い人財の育成・確保が必要です。
- 図書館の有する豊富な情報を自治体の政策形成や起業等に活用する取組を促進する必要があります。
- 課題解決支援をより効果的に実施するため、民間団体を含む関係専門機関との連携をより一層強化する必要があります。

5 郷土の文化を大切にする図書館

個性と魅力ある地域づくりを支援するため、郷土に関わる貴重な資料を保存・継承し、情報発信を行っています。

また、本県の価値ある言語文化に対する県民の関心を高めるとともに理解を深めるため、次世代に語り継ぐ人材を養成するとともにその活動を支援しています。

主な課題

- 貴重資料の収集・整理、古文書の解読・保存、歴史・文化等の郷土情報発信などに関する専門的技術を有する人財の確保、育成に努める必要があります。
- 本県の言語文化の継承のために育成した人財（語り部）が活躍する場の確保などについて、市町村や関係機関等と連携し、情報の収集・提供等を行う必要があります。

6 成長・発展する図書館

図書館サービスの向上をめざし、職員のスキルアップのためのレファレンス等に関する研修や先進事例等の積極的な情報収集に努めています。

また、常に図書館サービスの点検・評価と改善を行い、効率的で時代に対応した業務体制の充実と機能の強化を図るとともに、図書館法に基づく「図書館評価」の実施に向けた準備を進めています。

さらに、利用者がより安全・安心に利用できるよう、施設・設備の維持管理に努めるとともに、危機管理体制を強化しています。

主な課題

- 情報発信の中核拠点としてリーダーシップが發揮できるよう、職員一人ひとりのさらなるスキルアップを図るとともに、市町村立図書館（室）と連携して県内の公立図書館が共に成長・発展し、本県の知的インフラの底上げを図ることが必要です。
- 図書館の運営状況に関する評価を行い、その結果を県民に公表し、それに基づいて県民ニーズに対応した図書館サービスの改善・充実を図っていく必要があります。
- 危機管理体制の強化とともに、利用者を含めた防災訓練など日常からの準備を継続して実施する必要があります。

第3章 今後果たすべき基本的役割

(1) 国の基準による公立図書館の役割

図書館は、「地域の知の拠点」として、住民の生涯にわたる学びを支える場であるとともに、地域が抱える様々な課題解決の支援や情報サービスの提供など幅広い社会貢献が求められています。

文部科学省が示した「**図書館の設置及び運営上の望ましい基準**（平成24年文部科学省告示第172号）」によると、公立図書館の運営の基本として次のように定められています。

市町村立図書館	知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、 資料 （電磁的記録を含む。）や 情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービス の実施や、 読書活動の振興 を担う機関として、また、 地域の情報拠点 として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
都道府県立図書館	<p>住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。</p> <p>住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。</p>

(2) 県立図書館に対する提言・意見等

本ビジョンを策定するに当たり、「**宮崎県立図書館ビジョン懇談会**」の提言（平成28年11月）をはじめ、県内の図書館関係者の方々から多くの意見、要望等が寄せられました。それらを整理すると、次のとおりです。

①「宮崎県立図書館ビジョン懇談会」提言(平成28年11月、概要)

1 県立図書館の今後果たすべき役割

○第二線図書館としての県立図書館

日常的に使う市町村立図書館が第一線図書館とすれば、県立図書館は市町村の図書館を間接的に支援する第二線図書館である。近隣住民のための図書館ではなく「全県民の図書館」という姿を見せることが大切である。

○リーダーシップ

県立図書館とともに身近な市町村の図書館が頼れる図書館になるためにも、今後県内図書館の教育及び研究機関的機能に重点を置き、施策を立てるとともに、県内図書館全体の底上げを図ることが必要である。

○資料の収集・保存・活用

資料の蓄積こそが図書館の基本的な役割であり、中でもコミュニティの知である地域資料については、県下全域で地域資料の整備（収集・保存・活用）を促進する体制づくりが一層求められる。

○政策立案支援

自治体職員には政策形成能力が求められる。県や市町村の自治体職員に政策立案などでの図書館の活用方法について周知を積極的に図っていくことが求められる。

2 これからの時代に必要な県立図書館の機能と人材

○職員に必要な心構え

図書館の職員には、本と真摯に向き合うとともに、県民が暮らしの上で困ったときにそのサインに気付き、必要な情報を的確に提供できるような職員が必要である。

○専門職の配置と育成

司書資格があるだけではなく自己研鑽に励み、ネットワークや知識、技術等を現場で蓄積した司書の中長期的な人材育成計画が必要である。

○運営形態

県立図書館の運営において、高い専門性とその蓄積、事業の継続性が重要であり、県庁全体と連携を図り政策形成等に寄与するには民間委託ではなく直営で行うことが必要である。

3 その他図書館振興に必要な事項

○街に出て行く図書館

図書館に心理的距離を感じる県民もいる。図書館という箱にこだわらず、積極的に外に出て行き、行政主導ではない民間とのコラボや場の活用を視野に入れる必要がある。

○ネットワーク化

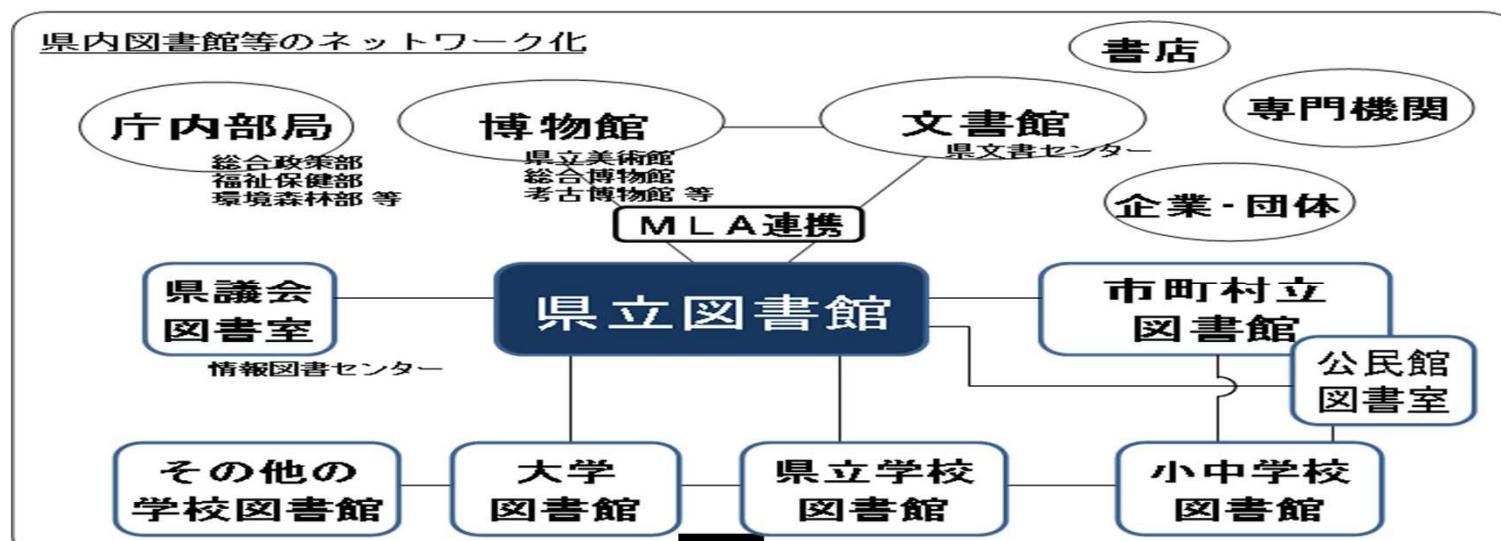
県内図書館の情報交換や情報発信を行うコミュニティを形成するとともに、首長部局、博物館、学校図書館をはじめとする各種機関・団体等との連携を深めることが重要である。

○イノベーションを起こす図書館へ

図書館は人の知（ナレッジ）がつながる場である。図書館があることにより人が元気を得て、新しいことへのチャレンジが可能になる。そうなるよう図書館がもっと変わっていくことが必要である。

4 終わりに

- 県立図書館は「図書館の図書館」として市町村をサポートしながら県全体の図書館の充実を図るべき。
- 知的基盤社会の中で、多様な知へのアクセスと知の創造による地域振興を可能にする、本県の知的インフラの中核として県立図書館を位置づけ、図書館の専門性とネットワーク力を生かした全県的な図書館振興が図られることを期待する。



全県的な図書館サービスの提供

- 一番重要なことは、県民に一番近い所にある市町村立図書館（室）がきちんとサービスを行うこと。市町村をバックアップする県立図書館は、どういう役割を担っていくのか。役割分担をはっきり意識することが重要。
- マイラインサービスは助かる。利用者も増えた。
- 地域資料について、県と市町村で分担できると良い。
- 宮崎の地域性（県の広さ）を克服する新しい知の創造の仕組みを作っていくことが大切。

市町村立図書館（室）の支援

- 市町村立図書館（室）職員の能力向上、人財育成についての支援をもっとしてほしい。
- 市町村立図書館（室）と双方向で理解し合う場がほしい。
- 攻めの図書館運営で何ができるのか県立図書館に相談したい。
- 県立図書館職員の巡回がスタートし、気軽に相談できるようになった。

専門性の向上と人材育成

- 県立図書館には、頼りがいのあるプロフェッショナルな人がいる状態になってくれると良い。
- 県立図書館は、県内全市町村史がほぼすべて収められていることは重要。史資料が読めることが重要で県立図書館の出番がある。
- 県立図書館の醍醐味は、広域なフィールドで新しい仕組みや施策を創っていくこと。
- 県立図書館にイニシアティブを取ってもらい、皆で勉強する必要がある。
- ラーニング・コモンズ的なセミナーを行うことができないか。

(3) 今後果たすべき基本的役割

基本的考え方

市町村立図書館（室）は、住民に対する資料や情報の提供等の直接サービスを主に担っていますが、県立図書館は、**県民への直接サービス**を行うとともに、**市町村立図書館（室）や学校図書館等の設置及び円滑な運営を支援**することにより、**県内の図書館サービスの全体的な進展**を図る、広域的かつ総合的な役割を担っています。

県内の公立図書館は、**県民共有の財産**とも言うべき約400万冊の蔵書をはじめ、長年にわたって蓄積された豊富な図書館資料を有しており、円滑な図書流通システムや相互貸借を活用すれば、**県民が生涯にわたって読書に親しむ「日本一の読書県」づくりの推進基盤**となることが可能です。

今後、県立図書館としては、**各市町村における図書館等の機能充実**を踏まえながら、**市町村からの要望が強い専門的人財の育成・確保**に努めつつ、全県に均質な図書館サービスが提供できるよう、**市町村等への人的・物的支援**にこれまで以上に重点的に取り組むこととします。

さらに、**県立図書館がリーダーシップを発揮して、市町村立図書館（室）や学校図書館、大学図書館等の県内の図書館が人的・物的にネットワーク化された全県的な知的インフラを構築**し、明日のみやざきの「人づくり」「くらしづくり」「産業づくり」に貢献していくこととします。

基本的役割

上記の基本的考え方に基づいて、県立図書館の今後果たすべき基本的役割として、次の3点を掲げます。

どこでも

I 市町村立図書館（室）や学校図書館、大学図書館等と連携・協力して、県民が生涯にわたって読書に親しむ「日本一の読書県」づくりの一翼を担う
「全県的な読書環境を整える図書館」

ささえる

II 専門的なサービスを提供するとともに、「地域の知の拠点」である市町村立図書館（室）や学校図書館等を人的・物的に支援する**「図書館を支える図書館」**

つながる

III 県立図書館が核となって図書館間のネットワークを形成し、それらに蓄積された豊富な情報資源に県民が触れ、知を共有し、そこから新たな知が創造される**「知の共有・創造の拠点となる図書館」**

第4章 基本目標と施策展開の方向性

基本目標

「知の共有・創造」を支える全県図書館ネットワーク

上記の基本的役割を踏まえ、本ビジョンの基本目標を《「知の共有・創造」を支える図書館ネットワーク》と定め、**県内の図書館全体が県立図書館を核に丸ごと一つの大きな図書館**であるかのように有機的につながり、様々な情報資源や人的資源を活用し合うことで、**県全体に均質な図書館サービスを提供**し、生きる力や豊かな感性、創造力を兼ね備えた**人財の育成**と、個人・地域が抱える課題解決やみやざきの地方創生につながる「**知の共有・創造**」に大きく貢献していくことを目指します。

今後の施策展開の方向性

基本目標や第2章で整理した主な課題等を踏まえ、今後の施策展開の基本的な方向性として次の5つを定め、具体的な施策を密接に関連させながら、施策の成果をより高めていくよう努めます。

- ① 全県的な読書環境と図書館ネットワーク構築の核となります。
- ② 県立図書館ならではの専門的なサービスの充実を図ります。
- ③ 「知の共有・創造」による深い学びや課題解決を支援します。
- ④ みやざきの文化の理解・継承を促進します。
- ⑤ 図書館ネットワークを支える人財を育成します。

基本
目標

「知の共有・創造」を支える全県図書館ネットワーク

県立図書館の基本的役割

どこでも

I 「全県的な読書環境」を整える図書館

ささえる

II 「図書館」を支える図書館

つながる

III 「知の共有・創造の拠点」となる図書館

今後の施策展開の方向性

- ①全県的な読書環境と図書館ネットワーク構築の核となります。
- ②県立図書館ならではの専門的なサービスの充実を図ります。
- ③「知の共有・創造」による深い学びや課題解決を支援します。
- ④みやざきの文化の理解・継承を促進します。
- ⑤図書館ネットワークを支える人財を育成します。

★県全体で約400万冊
の蔵書！

★県丸ごと一つの図書館
のようにつながる！

県立図書館

～全県ネットワークの核～

連携・協力

国立国会
図書館

大学図書館
専門図書館
協力機関・団体

市町村
立学校
図書館

市町村立図書館(室)

県立学校図書館

日本一の読書県
生涯にわたって読書に親しむ県民

家庭 学校 地域 職場

全県図書館ネットワークによる
「知の共有・創造」

連携・協力

連携・協力

第5章 今後の施策展開の方向性

① 全県的な読書環境と図書館ネットワーク構築の核となります。

これまでの取組の評価

県立図書館には平成29年3月末現在、約75万点に上る豊富な資料があります。これらの資料を全県的な読書環境の整備に役立てるため、本館による貸出以外に、要望のあった市町村立図書館（室）や学校図書館に対し、移動図書館車による巡回配本（平成27年度まで）や資料などの定期発送（平成28年度から）、市町村配送専用書庫（B M書庫）による支援等を行ってきました。

市町村立図書館（室）に対しては、アドバイザーの派遣や職員を対象とした研修を実施するとともに、平成28年度からは、定期巡回による支援を行ってきました。

これらの取組を踏まえて、今後さらに、**県立図書館のサービスの周知や研修の充実**を図るとともに、**県内の公立図書館が連携を強化して、全県的な図書館サービスが展開されるよう努める**必要があります。

併せて、全県図書館ネットワークによる知的インフラの核としての役割を十分に果たせるよう、収藏能力が課題の書庫や老朽化が見られる施設、図書館情報システムの維持・改善を計画的に行っていかなければなりません。

今後の施策展開の方向性

県民が生涯にわたって本に親しむことや、生涯にわたる自主的な学習活動を支援・促進していくことは、県立図書館に課せられた役割であると同時に、「日本一の読書県」の実現に資するものです。県民から頼られる県立図書館となるため、リーダーシップを発揮し、公共図書館や学校図書館、大学図書館等とのネットワークの充実や図書館相互のサービスの向上を図りながら、全県的な読書環境の整備と図書館サービスの充実を図っていくことが求められています。

1 市町村立図書館（室）等の支援

図書配送システムを利用し、要望のあった市町村立図書館（室）に、又は市町村立図書館（室）を通じて個人に貸し出すことにより、**県内どこに住んでいても欲しい本を手にとることができるように支援**します。この取組について、市町村と連携して広く周知や利用促進に努めます。

また、市町村立図書館（室）のサービス向上を支援するため、**支援チームによる定期的な巡回訪問**などを実施し、**図書館の運営や読書振興に資する情報・技術の助言**等に努めます。

さらに、図書館を利用するすべての人々のニーズに適切に対応できるようにするため、**市町村立図書館（室）等の職員・関係者を対象として、専門知識や図書館サービスの向上につながる研修**を実施します。

2 学校図書館の支援

県内の学校で学ぶ児童生徒が、自分たちの学校図書館にはない資料等を手にとり、知識を身につけたり生き方について考えを深めたりすることや、どの場所で学んでいても本が身近にあることの楽しさに気づくことができるよう、図書館未設置地域の学校等に対し、「**やまびこ文庫**」・**セット文庫や図書配達システム**を活用しながら、**学校図書館の運営・充実**、さらには**学校における読書活動の推進**に役立つ支援を行います。

また、**県立学校との連携**を図り、県立学校司書エリアコーディネーター配置の効果を踏まえつつ、「**主体的・対話的で深い学び**」の促進や**県立学校等への図書配達対象の拡充**など、図書館を活用した新たな学習活動の展開を支援します。

3 市町村立図書館、学校図書館、大学図書館等とのネットワークの構築

市町村立図書館（室）、学校図書館、大学図書館等の職員と交流し、互いが有している**情報の共有や、課題についての意見交換の場**を設けるなど、「**顔の見える関係**」づくりを進めます。これにより、**県立図書館が中心となって図書館間のネットワークを構築**し、全県的に連携・協力して図書館サービスを行う体制の整備を図ります。

また、**横断検索の充実や相互貸借の促進**などにより、全県的な読書環境の整備と図書館サービスの充実に努めます。

4 図書館活動を支える施設・システムの維持管理

経年的に蓄積し続ける蔵書資料の保存状態を維持するとともに、安定的に資料収集ができるよう、**書庫スペースの確保**に努めます。

また、誰もが安心して安全に利用できるよう、**老朽化や危機管理への対策**を講じ、既存施設の維持・改善に努めます。

さらに、**図書館情報システム**については、課題解決のための資料の検索・活用やデータ化した情報の利用・処理など、高度化するニーズに的確に対応するため、図書館ネットワークを視野に入れたより大量かつ高速な処理を可能にする機能の拡充を図るとともに、あらゆる世代や業種・分野の方々にとって便利で使いやすい環境の構築を検討・実施します。

② 県立図書館ならではの専門的なサービスの充実を図ります。

これまでの取組の評価

利用者からの相談を受けて、蔵書資料や課題解決につながる関係機関を紹介し必要な情報を提供することで、利用者の調査・研究を支援するレファレンスサービスを行うとともに、地域資料のほかビジネス関連などの専門的な資料の収集や、データベース資料の提供、国立国会図書館等との相互貸借などを行ってきました。

また、市町村立図書館（室）に、又は市町村立図書館（室）を通じて個人に貸し出すことにより、県内全域にわたる読書活動の推進に努めるとともに、子どもと本をつなぐために、絵本の読み聞かせ、子育て支援団体へのセット貸出、中高校生の読書振興を目的とするビブリオバトル等も行っています。

これらの取組は利用者からある一定の評価をいただいている一方で、今後、**すべての県民が様々な専門的分野についてより多くの資料を利用できるような取組の推進や、他の専門機関との連携**がますます求められています。

今後の施策展開の方向性

1 レファレンスサービスの充実

利用者のニーズに多角的に対応し、蔵書資料や関係機関等を紹介するなどの確かな情報を提供し調査・研究を支援します。

また、他の図書館から蔵書を借用し利用者に貸し出すことのできる相互貸借サービスやコピーサービスなども行います。

さらに、**国立国会図書館の協同データベースの活用**を市町村とともに推進し、県立図書館が保有する豊富な情報やノウハウを活用したレンタルサービスを行うことによって、利用者の満足度を高められるよう努めます。

2 専門的な資料・情報の収集・整理・保存・提供

市町村立図書館（室）との役割分担を踏まえ、**子どもの読書活動推進や中高校生の読書振興、学校教育の支援、自然環境の保護、本県の産業振興、地域や社会人支援等に重点を置きながら、特色のあるより専門的な資料の収集・整理・保存・提供に努めます。**

また、「世界ブランド」のみやざきづくりの視点に立った知の収集・共有にも貢献します。

なお、電子書籍について、国や他県の動向等を踏まえながら、必要に応じてその調査研究に努めます。

3 読書活動の推進

県民が生涯にわたって読書に親しみ、新たな発見をし、心豊かな生活を主体的に送ることができるよう、**図書配達システムやセット文庫の普及・活用**により、必要な資料や情報を関係機関と連携して積極的に提供します。

また、**児童サービスのさらなる充実**に努めるとともに、図書館の利用が他の世代と比べて少ない**中高校生や子育て・就労世代などの読書振興**を図るため、読書の大切さの普及・啓発やビブリオバトル等の充実を図ります。加えて、ラーニング・コモンズや民間グループ、企業等との協働による読書活動の推進など、「日本一の読書県」に資するモデル性の高い新たな**施策**にも努めます。

さらに、障がい者や高齢者、外国人等に対する読書環境の充実も図ります。

4 他の専門機関との連携

レファレンス機能のさらなる充実により、県民の知的ニーズに応えるとともに、多様化・高度化する利用者ニーズに応えるため、**博物館や大学図書館、さらには商工・農業・福祉保健団体や企業等との連携**を密にし、専門的な情報の収集と提供に努めます。

5 館外活動の実施

県立図書館の利活用の普及、さらには幅広い世代の読書振興を図るため、**市町村立図書館（室）を訪問しての助言・支援**、県内各地において団体等が実施する**読書関連イベント等**への参加・協力に努めます。

③ 「知の共有・創造」による深い学びや課題解決を支援します。

これまでの取組の評価

地域や個人の課題解決のために、レファレンスサービスやビジネス支援サービスのほか、子育て支援サービス（相談会、図書セット貸出等）、障がい者サービス（無料宅配等）、関係団体と連携しての各種相談会（健康相談、法律相談、不動産相談等）等を行ってきました。

障がい者サービスなど、利用が伸びている取組がある一方で、利用が少なく、内容の見直しが必要なものもあります。

今後さらに、県立図書館の**情報資源**（図書、視聴覚資料、データベース等）の**充実**や県民の自主的・自発的な学習活動を支援する**多様な学習機会の提供**、さらには**深い学びや課題解決を図る「知の共有・創造」の場づくり**等に努め、様々な課題の解決や明日の県づくりに役立てていくことが必要です。

今後の施策展開の方向性

1 情報アクセス環境の整備

図書館の情報資源を最大限に活用するため、**レファレンスサービスのさらなる充実**を図り、**他の図書館や専門機関との連携を強化**するとともに、書誌情報の充実やオープンデータ化に係る調査研究など、**利用者が効率的・多面的に情報にアクセスできる環境整備**に努めます。

2 課題に応じた情報サービスや「知の共有・創造」の場の提供

地域や個人の抱える諸課題の解決を支援するため、**職員の専門性**を高めるとともに、様々な分野の専門機関等とのネットワークを構築することにより、**ワンストップサービス**として、**課題に応じた多様な情報サービスや学習機会の提供**、さらには個人や団体、産学官の関係者など多様な主体が参画した、深い学びや課題解決を図るラーニング・コモンズ等の「知の共有・創造」の場づくりに努めます。

また、障がいによって図書館サービスを受けることが困難な方々のための情報提供を促進するため、障害者差別解消法を踏まえた障がい者サービスの普及と充実に努めます。

3 政策立案の支援

県政の重点事項に関する情報など、政策情報の収集に努め、県職員をはじめ、県内自治体職員等に対し、**政策立案や業務遂行を支援する資料の貸出しや情報提供、レファレンス能力の向上等**に努めます。

また、県立図書館による政策情報提供サービスが地域づくり等に役立つことの周知にも努めます。

4 地域の実情に応じた課題解決型サービス

市町村立図書館（室）に対して、産業振興や子育て支援、高齢者対策など、**地域の抱える課題の実情に応じ、それらに関連する情報提供や助言**を行うなど、課題解決型のサービスを推進します。

④ みやざきの文化の理解・継承を促進します。

これまでの取組の評価

個性と魅力ある地域づくりを支援するため、郷土に関わる貴重な資料の収集・保存や、これらの活用を図るための情報発信に努めてきました。

今日、郷土に関する資料は歴史資料だけではなく、行政資料等も「郷土資料」として収集・保存・活用を図る必要があります。また、図書資料等だけでなく映像資料等も、散逸を防ぐため積極的に収集・提供することが求められています。

これらの「郷土資料」を広く県民に活用してもらうために、**デジタルアーカイブの周知や、貴重書等の電子化**に努める必要もあります。

さらに、語り部等の人財の育成、歴史や文化を後世に残す資料の作成、企画展示等を行っておりますが、今後も、**市町村や関係機関等と連携し本県の文化の理解・継承**に努めていく必要があります。

今後の施策展開の方向性

1 郷土資料の収集・保存・活用の全県的な促進

県民の生涯学習活動を支えるため、歴史資料はもとより、行政資料や民間資料、視聴覚資料等を含む幅広い分野の郷土資料の収集・保存について、市町村との役割分担を踏まえながら、県立図書館は、県内の基幹的図書館としての役割を果たしつつ、**より専門的な資**

料の収集に努め、県全体で効率的・効果的な資料の充実・共有を図ります。

また、これらの資料を長期的視点で保存し、有効に活用していくことができるようになります。

2 地域情報の収集・整理・発信

過去・現在・未来にわたる郷土の歴史・産業・経済・文化等を地域情報として積極的に収集・保存するとともに、展示や講座等による情報発信を継続的に行うことで、**県民の郷土への理解と関心を高め、個性と魅力ある地域づくりに貢献します。**

また、平成32年度に開催予定の国民文化祭等の全国的な文化イベントを通じて、関係機関と連携しながら**本県文化の魅力を国内外に発信**していくことにも努めます。

3 地域情報のデジタル化・データベース化

蓄積されていく豊富な地域情報については、**データベース化による一元管理や貴重書等のデジタル化（デジタルアーカイブ）**を進めることで、利活用しやすい提供環境を整備します。

4 本県の言語文化の継承

本県の価値ある言語文化に対する県民の関心を高め、理解を深めるため、「語り部」の認知促進と活躍の場の確保に努めるとともに、**次世代の「語り部」養成のための学びの場**を提供します。

また、神話や伝承、民話を通じて本県の古の人々の思いや願い、生活の知恵などを感じることができるよう作成した話集・音声CD『みやざきの言の葉』のさらなる普及・活用を図り、本県の言語文化の素晴らしさを後世に伝えます。

⑤ 図書館ネットワークを支える人財を育成します。

これまでの取組の評価

利用者や社会のニーズの変化に的確に対応した図書館サービスを継続的に展開していくため、情報・知識を体系化し、抽出し、分析できる専門性を有する職員の確保や、研修による職員の資質向上に取り組んできました。また、組織や事業についても、点検を行い、見直しを行ってきました。

今後、地域や個人の抱える課題と、その解決に向けた生涯学習ニーズがともに高度化・多様化していく中で、**全県的に、幅広い知識や技能、実務能力及びネットワーク力を有する人財の育成・確保**が計画的に行われるようになります。

また、県立図書館の組織や事業についても、**サービスの評価に基づいて継続的な改善**に取り組んでいく必要があります。

今後の施策展開の方向性

1 専門的なサービスを支える人財の育成・確保

専門的な研修への職員派遣やその成果の共有、関係機関との連携を含む実務経験の積上げ等により、必要な情報の提供や人、機関の紹介、広い視野に立った企画や指導など、**高度なニーズに対応できる幅広い知識や技能、実務能力及びネットワーク力を備えた人財の中長期的な育成・確保**に努めます。

また、実務能力の向上と相互の連携強化を図る観点から、**市町村立図書館（室）の職員との人事交流や、中長期の研修受入れ**の可能性について検討します。

2 新たな知識の習得・共有

職員全体の資質向上のため、業務上必要な新たな知識を習得するための研修に派遣し、その成果をフィードバックすることにより、**全職員での共有**を図り、図書館サービスの充実に努めます。

3 組織及び事業の改善

常日頃より、**利用者や社会のニーズの変化や新たな動向の把握**に努め、人財育成や職員の資質向上、サービスの見直しに役立てます。

また、組織及び事業のあり方や内容について、**自己点検や外部評価に基づき、継続的な改善・充実**に組織を挙げて取り組みます。

ビジョンの実現に向けて

本ビジョンの基本目標である《「**知の共有・創造**」を支える全県的なネットワーク》を構築するためには、県立図書館が「県民のための図書館」として、市町村立図書館（室）や学校図書館等の充実・強化を支えていくとともに、時代や県民のニーズに応じたより良質な図書館サービスを円滑かつ迅速に提供できるよう、**県内の公立図書館全体が共に成長・発展**していくかなければなりません。

加えて、県立図書館は、「図書館をつなぐ図書館」として、**県内の図書館等の連携・協力による全県下に及ぶ知的インフラの基幹的役割**を担っていかなければなりません。

このため、利用者である**県民や市町村、学校等の関係者の理解と協力**が十分に得られるよう、下記の事項に留意して、本ビジョンを着実に推進していくこととします。

- 本ビジョンの考え方や内容等を関係者に対しわかりやすく説明し、理解と協力が十分に得られるよう努めます。
- ビジョンを具体的に推進するため、平成30年度から32年までの3年間に優先的に取り組む施策や数値目標等を明らかにしたアクションプランを策定します。
- アクションプランにおいて、施策の効果を計る指標を設定し、毎年度検証しながら進行管理をし、関係者に明らかにするとともに、施策の見直しに反映させます。

参考資料

《資料1》県内における公共図書館設置市町村数の推移

出典：「宮崎県公共図書館・公民館等図書室の概要」

時 点	市町村数	設置市町村数	未設置市町村数
平成25年4月	26	18	8
平成26年4月	26	18	8
平成27年4月	26	18	8
平成28年4月	26	19	7
平成29年4月	26	19	7

《資料2》蔵書等の点数の推移【市町村立図書館（室）】

(単位：点)

区 分	平成26年4月	平成27年4月	平成28年4月	平成29年4月
市町村立図書館	設置市町村数 18	18	19	19
	蔵 書 3, 091, 185	3, 170, 864	3, 292, 902	3, 351, 773
	視聴覚資料 52, 294	52, 634	53, 628	54, 578
	所蔵点数計 3, 143, 479	3, 223, 498	3, 346, 530	3, 406, 351
公民館等図書室	設置市町村数 10	10	9	9
	蔵 書 196, 177	194, 920	175, 399	175, 394
	視聴覚資料 1, 379	1, 351	1, 412	1, 362
	点数計 197, 556	196, 271	176, 811	176, 756
点数の合計	蔵 書 3, 287, 362	3, 365, 784	3, 468, 301	3, 527, 167
	視聴覚資料 53, 673	53, 985	55, 040	55, 940
	所蔵点数計 3, 341, 035	3, 419, 769	3, 523, 341	3, 583, 107

《資料3》年度別貸出利用状況の推移【市町村立図書館（室）】

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
市町村立 図書館	設置市町村数	18	18	19
	個人貸出数（冊）	3, 130, 621	3, 202, 226	3, 154, 158
公民館等 図書室	設置市町村数	10	10	9
	個人貸出数（冊）	106, 422	89, 208	85, 256
個人貸出数の計（冊）		3, 237, 043	3, 291, 434	3, 239, 414

《資料4》県立図書館から市町村への貸出数の推移

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
町村支援事業による 貸出	県内全体	市町村数	9	9
		貸出数	10, 428	9, 872
	うち公共図書館 未設置市町村	市町村数	7	7
		貸出数	4, 879	4, 361
大量貸出支援事業に よる貸出	県内全体	市町村数	4	4
		貸出数	2, 730	1, 928
	うち未設置市町村	市町村数	1	1
		貸出数	293	191
				129

(注) 1 町村支援事業は、町村における読書普及活動の中心となる町村立図書館（室）への支援としての貸出。平成27年度までは移動図書館車、平成28年度からは配達により実施（1回500冊以内、年3回配本）。

2 大量貸出支援事業は、図書館（室）の読書環境充実のため、BM書庫（団体貸出用の書庫。「BM」はブックモービルの略。）から貸出（貸出期間は1年間、1,000冊以内）。

《資料5》蔵書等の点数の推移【県立図書館】

(単位：点)

区分	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末
閲覧室	123, 829	127, 454	126, 626	128, 282	128, 919
児童図書室	29, 431	30, 822	31, 453	32, 317	32, 993
書庫	483, 989	490, 334	499, 957	509, 642	519, 246
BM書庫	52, 200	51, 705	53, 166	54, 031	55, 720
視聴覚資料	13, 665	13, 772	13, 918	14, 107	18, 389
その他	1, 134	1, 028	1, 216	1, 287	1, 329
合計	704, 248	715, 115	726, 336	739, 666	756, 596

(注) BM書庫は、団体貸出用の書庫。「BM」はブックモービルの略。

《資料6》県立図書館から学校図書館への配本冊数の推移

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
町村立学校	学校数	26	23
	配本冊数(冊)	18, 014	19, 405
県立学校	学校数	14	14
	配本冊数(冊)	8, 537	8, 505
合計	学校数	40	37
	配本冊数(冊)	26, 551	27, 910
			32, 680

《資料7》県立図書館と他の図書館との間の相互貸借冊数の推移

(単位：冊)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
国立国会図書館からの借受	26	16	19
県内外図書館からの借受	1, 004	858	887
県外図書館への貸出	210	219	204
計	1, 240	1, 093	1, 110

《資料8》県立図書館におけるレファレンス件数の推移

(単位：件)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
対面	6, 857	6, 924	6, 025
電話	1, 497	1, 381	1, 397
FAX	10	24	37
Eメール	153	98	186
文書	15	20	15
計	8, 532	8, 447	7, 660

《資料9》年度別貸出利用状況の推移【県立図書館】

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
開館日数(日)		298	302	300
入館者数(人)		484,701	502,564	468,732
(1開館日あたり)		1,627	1,664	1,562
登録者数(人)		7,400	8,447	8,005
累計登録者数(人)		247,872	256,319	264,324
(1開館日あたり)		25	28	27
貸出冊数(冊)	個人貸出 (1開館日あたり)	322,803 1,083	370,359 1,226	357,653 1,192
	市町村貸出(巡回文庫)	13,158	11,800	13,795
	市町村貸出(子育て支援)	324	810	891
	市町村貸出(マイライン)	4,107	4,294	4,900
	学校貸出	26,896	27,910	32,680
	団体貸出	4,922	4,856	3,533
	児童教育施設貸出	4,077	4,539	3,714
	視聴覚資料団体貸出	100	74	43
	合計	376,387	424,642	417,209

《資料10》宮崎県立図書館資料収集方針（平成18年8月1日施行）

■基本方針

県民への社会教育の推進、及び県民の生涯にわたる学習活動を支援するために、各分野における基本的な資料から専門的な資料まで幅広く収集し、特に下記事項について、重点的に取り組むものとする。

（1）県立図書館としての役割による収集

県全域への均衡ある図書環境を充実させるために、市町村の図書館や図書室（以下、「市町村立図書館等」という。）と連携・協力を図り、それぞれの役割を踏まえた資料の収集に努めるものとする。

（2）学校教育援助のための収集

社会教育と学校教育との連携のもと、学校教育における課題解決や児童生徒の学習活動を援助するためには、必要とする資料の収集に努めるものとする。

（3）郷土資料充実のための収集

本県の歴史、文化、行政など郷土に関する資料を次世代に引き継いでいくために、市町村立図書館等と連携・協力を図りながら、県内各地域に関わる資料の収集に努めるものとする。

（4）子ども読書活動推進のための収集

家庭や地域、学校等と連携・協力を図りながら、読み聞かせや自主的な読書など子どもたちの読書活動を推進するために、全県的な取組に向けた適切な資料の収集に努めるものとする。

（5）特色ある図書館づくりのための収集

本県のすばらしい自然環境の保護と、国土保全を担いかつ本県産業の基盤である農林水産業の発展に資するために、県民の理解や意識の高揚、啓発につながる特色ある資料の収集に努めるものとする。

（6）地域や社会人支援のための収集

地域や社会人が、その時々の社会情勢や様々な要因によって抱える課題の解決を支援するために、関係機関との連携・協力を図りながら、関連する分野の総体的な資料収集に努めるものとする。

■資料別収集基準

収集に当たっては、基本方針を踏まえ、次に掲げる資料ごとの基準により、予算の範囲内において効率的で適切な収集を行う。

(1) 一般資料 次の(2)から(10)に掲げる以外の資料

ア 総記	①情報科学は、最新のものから解説書を中心に収集する。 ②図書館、図書に関する資料は広く収集する。
イ 哲学・宗教	①哲学は、入門書や解説書などを中心に体系的に収集する。 ②心理学、倫理学は、解説書、研究書を収集する。 ③宗教は、平易に書かれた解説書を中心に収集する。
ウ 歴史・地理	①歴史は、各時代における入門書、研究書、史料等を収集する。 ②伝記は、著名人に関するものを広く収集する。
エ 社会科学	①今日的課題を踏まえて収集する。 ②法令等の改正に伴う資料は、手引書や解説書を収集する。 ③統計資料等は、広く継続的に収集する。 ④専門書は、基礎的なものを中心に収集する。
オ 自然科学・医学	①自然科学は、幅広く収集する。 ②天文学や地球科学及び生物科学は、積極的に収集する。 ③医学・薬学は、各細目にわたり、入門書、解説書を中心に収集する。 ④専門書は、基礎的なものを中心に収集する。
カ 技術・家政学	①技術、工学は、最新の情報に留意して収集する。 ②環境を取り扱った資料は、幅広く積極的に収集する。 ③家政学は、解説書を中心に収集する。 ④専門書は、基礎的なものを中心に収集する。
キ 産業	①農林水産業に関する資料は、幅広く積極的に収集する。 ②商業や観光は、地域支援に関するものを中心に収集する。 ③運輸、通信は、最新の情報に留意して収集する。 ④専門書は、基礎的なものを中心に収集する。
ク 芸術・スポーツ・諸芸	①芸術は、解説書、研究書、作品集等を体系的に収集する。 ②スポーツはルール改正に留意し、解説書、技術書等を収集する。 ③諸芸は、解説書、研究書を中心に収集する。
ケ 言語	①言語学、辞典類は広く収集する。 ②文章、会話、方言などは解説書を中心に収集する。
コ 文学	①古典や研究書などを充実させる。 ②主な文学賞受賞作品は収集する。 ③全集、作品集は広く収集する。

(2) 参考資料 特定の知識、情報について調べるための資料

- ①調査研究やレファレンスなどの業務に役立つ各分野の資料を収集する。 ②学術的に評価のあるものを収集する。
③各種統計報告書などのデータ資料、また国等の行政機関による刊行物は、積極的に収集する。

(3) 児童資料 乳幼児が見る赤ちゃん絵本から、中学生向きの読み物に至る子どもの資料

- ①それぞれの年齢、発達段階に応じた資料を幅広く収集する。 ②長く読み継がれるなど、評価の定まった資料は、もれなく収集する。
③児童文学研究や読書活動推進に関する資料を収集する。

(4) 青少年資料 主に10代を対象とした資料

- ①青少年の読書活動の推進を図るため、興味関心等も考慮し、感性と創造力を豊かにする資料を幅広く収集する。
②生活や学習の課題解決などに関する資料を収集する。

(5) 郷土資料 郷土や郷土関係者などに関する資料

- ① 宮崎県全域および歴史的、社会的に関係の深い地域の資料を、網羅的に収集する。
 - (ア) 郷土の事物や郷土にゆかりのある人について記載された資料
 - (イ) 本県および県内市町村または国その他公的機関が刊行、あるいは作成した資料
 - (ウ) 郷土で活動する個人や団体などが作成した資料
 - (エ) 古文書等史資料
 - (オ) 郷土にゆかりのある人が著した資料
- ② 郷土資料として収集するものは、図書、古文書、絵図、地図、写真、逐次刊行物、パンフレット類、視聴覚資料等を対象とする。

(6) 逐次刊行物 終期が予定されず、同一の標題のもと、巻号や年月などに表示され定期的（あるいは不定期）に刊行される資料

- ① 雑誌
 - (ア) さまざまな分野における県民の学習支援のための雑誌
 - (イ) 九州各県で、分担保存の取り決めをしている雑誌
 - (ウ) 県内公共図書館等で、分担保存の取り決めをしている雑誌
- ② 新聞
 - (ア) 主要な全国紙
 - (イ) 九州各県の主要な地方紙
 - (ウ) 業界紙、子ども紙、外国紙

(7) 視聴覚資料 図書館資料のうち、映像、音声など文字以外の表現方法で主に記録され、図書館法に定める視聴覚教育の資料

- ① 県民の教育文化向上に資する資料を収集する。
 - (ア) 視聴覚事業及び社会教育関係団体の活動、学校の教育活動に活用できる資料
 - (イ) 高く評価され感動的な資料
 - (ウ) 国内外で受賞した芸術性の高い資料

(8) 外国語資料 対象が主として外国人向けで、主に日本語以外で表現された資料

- ① 外国人への情報提供の充実、および県民の外国理解に役立つ資料を収集する。
 - (ア) 日本の歴史、文化等に関する資料、日本文学の翻訳資料
 - (イ) 外国の歴史、文化、文学等に関する資料
 - (ウ) 外国人が、日本での生活に必要とする情報を提供できる資料

(9) 電子資料 オンラインデータベースなどの電子資料は、他の資料との情報の補完性を考慮して収集する。

(10) その他 幅広い利用者への資料の提供及び資料の適切な保存や活用を図るため、次の仕様による資料も適宜収集する。
 ア 大活字本、音声資料 イ マイクロフィルム資料 ウ 新聞、雑誌などの製本資料

■資料収集の体制

- ① 図書、逐次刊行物及び視聴覚資料など資料収集の検討を行うため、宮崎県立図書館資料選定連絡会を置く。
- ② 連絡会の設置及び運営については、別途要領を定める。

担当 宮崎県立図書館
総務企画課 企画担当
☎ 0985-29-2911